

## 認知症高齢者等による事故等の実態把握に関するワーキンググループ における検討について（まとめ）

認知症の方による事件、事故に関する実態把握、有識者からのヒアリング等を踏まえ、社会としてどのように備えていくのかについて関係省庁で検討。

### 1. 各省庁における実態把握の取組

厚生労働省	認知症の人の日常生活におけるトラブルや対応実態について ○ 家族の会に対するアンケート調査結果によると、小売店での生活障害、金銭、行動・心理症状など様々なものがある。小売店のトラブルでは、店での対応としては研修実施により気づきが増えるなど、理解を深めることに効果があった。（平成27年度老健事業）
法務省	法定監督義務者又は準監督義務者の損害賠償責任について判示した裁判例について ○ 認知症患者が加害者となったケースは見当たらず。知的・精神障害者に関する裁判例10件。
金融庁	民間保険の保険金支払い対象となった認知症患者による事故等の事例について ○ 認知症患者の加害行為によって親族などの監督義務者が個人賠償を行ったケースは非常に少ない。（1社あたり年間数件程度、損害額数十万程度） ○ 事例では、数万円～数十万円まで金額は様々であった。
国土交通省	認知症の人が関係する鉄道事故等について ○ 認知症の人が関係する鉄道事故等として把握されている平成26年度中の事案（全29件）について調査を行ったところ、損害内容としては「人件費」が一番多く、その他、「代替交通機関による輸送費」や「車両修繕費」などが発生していた。 ○ なお損害額について回答があった13件について、鉄道事業者の損害額は最大で約120万円であった。
警察庁	認知症の人が交通事故を端緒として自動車運転免許の取消し等に至った事案（※）について ○ 平成27年の交通事故件数（78件）のうち、人身事故が27件、物損事故が51件であった。 ※ 事故後の臨時適性検査（医師の診断）等により運転者が認知症であることが判明した事案のみ。（単独事故等で運転者が死亡した事案、点数制度による免許の取消しを受けた事案、申請による免許の取消しを受けた事案等は含まれていない。）

### 2. 課題

#### （1）事故等の未然防止・早期対応の必要性

- ・ 認知症の方が重大な事故を発生させないようにするための地域の見守り体制づくりが必要。
- ・ 地域で認知症の方と関わる人が多いことが想定される事業者（小売業、金融機関、公共交通機関等）が気づき、早期に必要な対応ができるよう、認知症に関する理解を深める取組が必要。
- ・ また、鉄道事故等の未然防止に向けて設備・ハード面での対応が必要。

#### （2）起こりうる損害への備え・事故等が起こった場合の損害への対応

- ・ 新たな制度的対応に係る検討や民間保険の活用。

### 3. 今後の施策等

#### （1） 事故等の未然防止・早期対応

- ① 地域における見守りの体制整備の推進

- 徘徊・見守り体制を整備する事業（徘徊・見守りネットワーク事業、GPS 等徘徊探知システムの事業など）をさらに推進するため、都道府県が未実施市町村の支援や広域での見守り体制整備を進める事業を新たに開始【厚生労働省】
- 認知症サポーターが地域の見守り体制で活躍している事例などを広め、より効果的に活動できる仕組み作りを進める。【厚生労働省】

② 認知症に地域で関わることが想定される職域における取組

- 認知症の方と地域で関わることが多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関の職員に認知症の理解を深めてもらうため、認知症サポーターについて、周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等、連携できる体制整備を進める。【厚生労働省・金融庁・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 運転免許センター内に医療系専門職員を配置して運転適性相談に当たらせることにより、専門的な見地から病状を早期に発見し、認知症の方による交通事故の未然防止を図る取組を推進する。【警察庁】

③ 鉄道事故等の未然防止に向けた設備・ハード面への対応

- 踏切道に取り残された認知症高齢者等の歩行者を救済するため、検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタンの設置を推進する。【国土交通省】

(2) 起こりうる損害への備え・事故等が起こった場合の損害への対応

① 新たな制度的な対応について

- 責任能力がなく、また監督責任者がいない場合の被害者救済のあり方については、認知症の方に限らず、責任能力と賠償責任に関する法制上の課題等も含めた議論が必要。また、責任能力に関わりなく幅広く損害をカバーする仕組みについては、認知症の方などが社会生活を営む上で、生活のあらゆる場面が想定される中で、その範囲をどう考えるか、財源、モラルハザードへの対応も含め幅広い議論が必要であり、直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しいと考えられる。
- 加えて、各省庁における実態把握の取組の結果において、認知症に起因する事故・トラブル等は、一定件数発生しているが、その内容や損害などは多様であるとともに、今回の最高裁判決の事案のように損害額が高額となる事案が、頻繁かつ多発しているという事実は確認されなかった。また、②にあるように民間保険も開発が進められている。
- このため、まずは、上記（１）、（２）②の施策等を進め、今後の実態を注視しながら必要に応じ、関係省庁連絡会議において検討する。

②民間保険について

- 鉄道事故に関し、特定の鉄道会社などを対象に、人身事故による電車の運休や遅延に伴う費用や、復旧のための人件費などをカバーするオーダーメイド的な保険も検討されている。

- また、個人として法的な賠償責任を補償するための保険も様々な商品が開発されている。
- このため、まずはこうした民間保険について、今後の実態を注視するとともに、特に個人の賠償責任を補償する保険について、市町村や「認知症の人と家族の会」等の関係団体と連携しながら、必要に応じて紹介・普及等を行う。

以上

<参考> ヒアリングについて

(1) ヒアリングにご協力いただいた有識者

- ・新潟大学法学部 教授 上山 泰
- ・早稲田大学法学学術院 教授 菊池 馨実
- ・神戸大学大学院法学研究科 教授 窪田 充見
- ・熊田法律事務所 弁護士 熊田 均
- ・法政大学社会学部 教授 長沼 建一郎
- ・立命館大学法学部 教授 二宮 周平

(五十音順、敬称略)

(2) ヒアリング内容：別紙参照。

「認知症高齢者等による事故等の実態把握に関するワーキンググループ」  
における有識者ヒアリングにおけるご意見・ご指摘等

平成 28 年 6 月から平成 28 年 8 月にかけて 5 回開催し、認知症高齢者等による事故等について 6 人の有識者からヒアリングを行った。以下は、そこで有識者の方からいただいたご意見・ご指摘を厚生労働省老健局認知症施策推進室においてとりまとめたものである。(順不同)

(1) 平成 28 年 3 月 1 日に示された認知症高齢者と鉄道事故に係る最高裁判決

- 今回の判決では、介護家族側が賠償責任を負わなかったことについて、肯定的に評価する人が多い。
- 今回の判決は、被害者救済より認知症の人・障害者（及びその家族）救済の面が強い。
- 今回の判決においては、
  - ・ 配偶者や後見人であることをもって法定監督義務者とされるものではないこと。
  - ・ 衡平の見地から準法定監督義務者に対して、民法第 714 条第 1 項を類推適用すること。
  - ・ 通常の介護をしている限り極めて例外的な場合を除いて監督責任を問われないこと。が示された。

(2) 認知症高齢者等の事故等に伴う損害等の補償について

① 事故等の受け止め方や対応の方向性

- 被害者救済の視点から、責任無能力者による事故で被害者に重大な損害が生じた場合も想定した議論が必要。具体的な取組や現実的な仕組みについて議論すべきである。
- 認知症高齢者の事故対応に関する制度設計の観点からは、不法行為の枠内で解決する方向（解釈論、立法的解決）での対応や、リスクを社会で分担する方向での対応が考えられる。
- 認知症によるリスクを限定的に捉えるのではなく、長寿高齢化に伴う包括的なリスクとして捉えるべきではないか。保険の仕組みを考える上でも、「認知症の人の他害」にリスクを細分化することは現実的な対応ではない。また、既存の保険商品でも関係する諸リスクをほぼカバーし、現場では一定の役割を果たしている。

② 具体的な対応策のあり方等

- 保険制度については、被害者救済を目的とした社会保障的な性格を有する自動車賠償責任保険の仕組みが参考となるほか、賠償責任保険における

特約を検討することができないだろうか。

- 保険付保としては、第一当事者保険（被害を受けうる者が加入する保険）と第三当事者保険（賠償責任を負う者が加入する保険）の形式を想定することができるが、営業損害等のいわゆる純粋経済損失については、自家保険を含めた第一当事者保険による対応が好ましいとする考え方もあり得る。
- リスク分配（分散）の考え方としては、認知症高齢者が通常とりうる行動パターンから予期されるものは社会で負担し、そこを超えたら本人側が負担（一定の範囲で加害者本人の賠償責任の肯定）するほか、特にリスクがある場合に事業者（被害者）が個別に保険加入をするといった、重層的な仕組みで対応すべき。
- 仮に、認知症高齢者が起こした事故による損害を保険でカバーすることとした場合、その費用（保険料）を法的に賠償責任を負わない認知高齢者や監督義務者又は被害者となりうる者の誰が負担すべきなのか法的整理が必要ではないか。
- 責任を負う者が居ないときの被害者救済を手厚くしすぎるとモラルハザードにつながる可能性がある。一方、少額の救済ではそもそもの解決にならないが、人身損害を超える部分まで公的保障でカバーすることについては実現困難ではないか。
- 「社会的受忍限度にあると考えられる損害」について、介護保険財源から支出するという論点もあるが、財源的に困難な現状で増額が認められるか。

### （3） 法的責任を負う者の議論、法制度上の課題について

- 法的責任を負う者の議論については、「加害者の責任能力」・「監督義務者の過失」・「被害者の注意義務違反」の3要件の有無によって、分類・整理することができる。
- 被害者救済の観点から、監督義務者に賠償請求ができない場合には責任無能力者自身に請求できるよう例外規定を設ける対応を検討してはどうか。
- 合理的範囲内において、責任無能力者に一部責任を認めることや、家族・成年後見人を法定監督義務者と認めることも考えられる。法定監督義務に係る議論は解釈論によって対応が可能である。

### （4） 認知症高齢者等の事故等に対する社会のあり方

- “認知症の人の他害リスク”への対策論になりがちだが、認知症を受け止める社会づくりの観点から議論すべきである。
- 社会には認知症の人・障害者等が多く生活しており、地域におけるノーマライゼーションを進めている以上、それに伴って発生する種々の損失を受容する社会が望ましいと考える。